

別表1（対象事業）

	事業名	事業内容	補助額（限度額）	補助対象経費
海外派遣事業	青少年海外派遣事業	団体が国際理解・親善等を目的として青少年からなる訪問団（指導者を含む）を海外に派遣する事業	高校生以下の市民の派遣人数に2万円を乗じて得た額及び概ね青少年10人に対し1名の指導者の人数に2万円を乗じた額の合計額（限度額70万円） 同一団体の申請は、同一会計年度内（以下年度内という。）に1回を限度とする。	渡航費 滞在費
	国際協力・貢献に関する派遣事業	団体が国際協力・貢献を目的として海外に派遣する事業	派遣人数に2万円を乗じて得た額（限度額20万円） 同一団体の申請は、年度内に1回を限度とする。	
	協会からの要請による派遣事業	当協会からの要請により団体又は個人を海外に派遣する事業	補助対象経費の3分の2（ただし、高校生以下の市民を派遣する場合は2分の1） なお、目的達成のために不可欠な用具等の輸送が必要な場合はその経費の全額	
国内事業	市民交流事業	団体が在住外国人、受入外国人等との交流・懇親を目的に実施するもので外国人・市民にその参加が広く開放されている事業（文化・芸術・スポーツ交流、外国人と語る会など）	対象となる経費の2分の1以内の額	渡航費・滞在費以外 （同一団体への国内事業合計補助額は、年度内に20万円を限度とする。ただし、国際活動団体設立事業については年度内に10万円を限度とする。）
	日本語教室支援事業	団体が日本で生活する外国人に必要な日本語の学習を目的として実施する日本語教室	対象となる経費	
	国際協力・生活支援事業	団体が国際協力、留学生や研修生等の在住外国人の生活支援等を目的として実施する事業（救援物資の送付、留学生支援など）	対象となる経費の2分の1以内の額（限度額5万円）	
	国際理解普及啓発事業	団体が市民を対象として国際理解を推進し、国際化の啓発・普及を目的として実施する事業（公演会、講演会、シンポジウムなど）	対象となる経費の2分の1以内の額（限度額5万円）	
	国際活動団体設立事業	要綱に規定の国際活動を実施する団体を設立するもの	設立した年度内において対象となる経費	
	国際活動団体育成事業	団体が国際交流・国際協力・貢献、多文化共生等を推進するうえで、その技術を高めるために開催される研修、会議に参加する活動	参加費の2分の1以内の額（限度額各団体年度内2万円）	
	公的機関からの要請による受入事業	国や他の公共団体（国外を含む）、又はこれに準ずる機関からの要請により実施する受入・交流事業	対象となる経費	
	その他の事業	上記以外で当協会が必要と認める事業	理事会の承認を得たうえで、額を決定する	

※第4条（3）の規定により、活動実績が1年未満の団体は、申請日から概ね1年間に予定している活動（国際活動を1件以上含む）を団体活動計画書（様式は任意）として提出すること。